

鶴ヶ島市後援承認事務処理要領

昭和 6 3 年 2 月 1 日町長決裁
(平成 1 0 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 1 9 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 7 年 4 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鶴ヶ島市（以下「市」という。）が、市以外のものが行う行事を後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、後援とは、行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することという。

(後援の基準)

第 3 条 市長は、次の基準を満たすものについて後援することとする。

- (1) 特定の思想又は信条を普及又は宣伝を目的としないもの
- (2) 政治的目的を有しないもの又は政治団体が行わないもの
- (3) 宗教的目的を有しないもの又は宗教団体が行わないもの
- (4) 営利を主目的としないもの
- (5) 参加者が特定の地域の人々に限られていないもの
- (6) 主催者について、その存在が明確であるもの又は十分な事業遂行能力をもつと認められるもの
- (7) 十分な設備のもとで事業が実施されると認められるもの
- (8) 公序良俗に反しないもの又はその他社会的非難を受けるおそれがないもの
- (9) 参加者に多大な費用の負担がないもの
- (10) その他市が後援をすることが適当であるもの

(申請の手続き)

第 4 条 後援を申請しようとする者は、申請団体名、代表者名、住所、連絡先、事業名、趣旨、日時、会場、対象、内容、希望する後援の内容及びその他必要事項の記入されている申請書を開催 3 0 日前までに、市長に提出しなければならない。

(回答)

第 5 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに様式

第1号の回答書により、後援の可否を通知するものとする。

(報告)

第6条 主催者は、事業終了後、速やかに申請団体名、代表者名、住所、連絡先、事業名、内容、日時、会場、参加人員、収支決算及びその他特記事項の記入されている報告書を市長に提出しなければならない。

(取消し)

第7条 後援の承認を受けた者が、第3条各号のいずれかに該当、又は偽りその他不正な手段により後援の承認を受けたことが判明したときは、市長は直ちに当該承認を取り消すとともに、適切な処置を講じるものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。